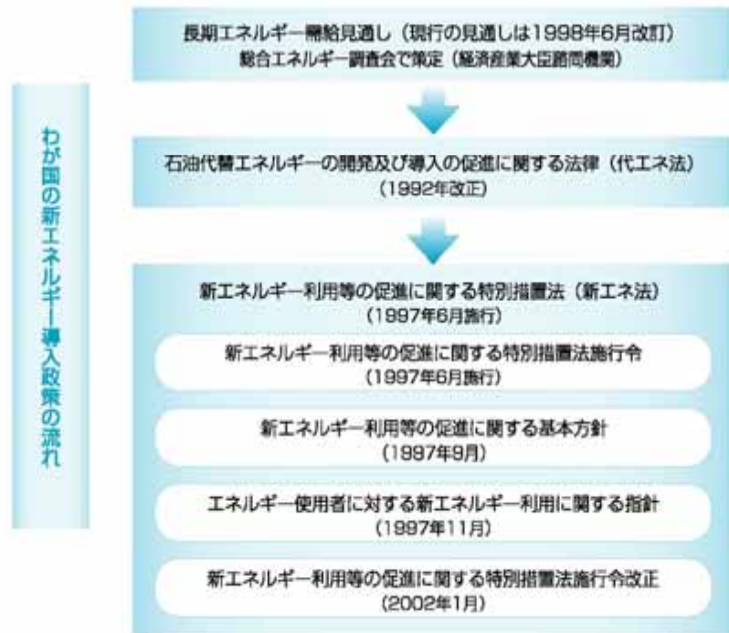


(3) 国の新エネルギー導入政策

新エネルギーが必要とされる背景は、前述のとおりですが、現在、国はこれらの課題を解決するために新エネルギー導入施策を進めています。

日本の新エネルギー関連施策は、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（代エネ法／1980（昭和55）年施行、1992（平成4）年改正）」、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法／1997（平成9）年）」、「長期エネルギー需給見通し（現行の見通しは、1998（平成10）年6月に改定）」が基本的な枠組みとなっています。

これに関連して、「新エネルギー利用等の促進に関する基本方針（1997（平成9）年閣議決定）」、「地球温暖化対策推進大綱（1998（平成10）年地球温暖化対策推進本部決定）」、「環境基本計画に基づく率先実行計画（1995（平成7）年閣議決定）」が定められ、各省庁の施策として実施されています。「代エネ法」は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の観点から、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進する法的枠組みとして制定され、「石油代替エネルギーの供給目標（閣議決定）」の策定・公表等並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する各種事業を規定したものです。

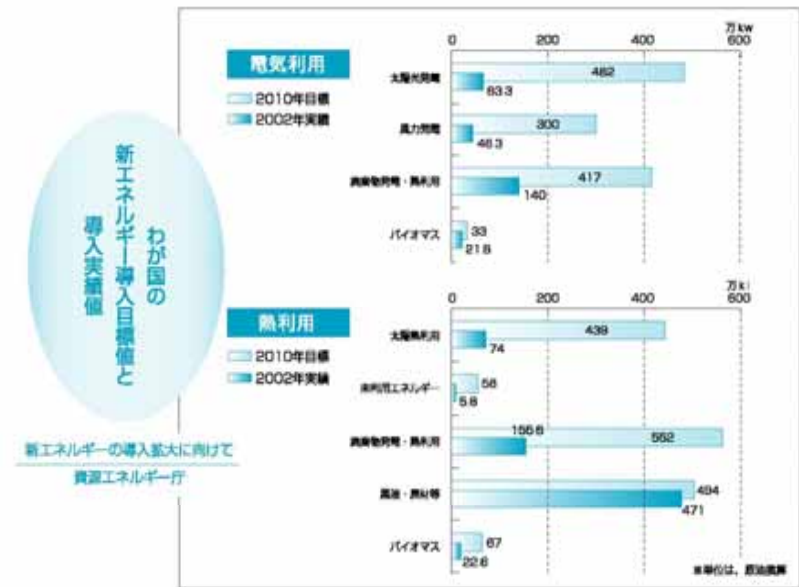


長期エネルギー需給見通しは、総合的なエネルギー政策を確立するため、エネルギー需給の将来像を示しつつ、エネルギー安定供給に向けた取り組みを促す観点から経済産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会（2001（平成13）年1月より総合資源エネルギー調査会）において策定されるものです。

現行の長期エネルギー需給見通しは1998（平成10）年6月に改定されたものですが、現在その見直し作業が進められ、2004（平成16）年6月に“中間とりまとめ原案”が出されています。

そこでは、2030（平成42）年までの中期的な需要見通しが示されています。政府ではさらに、2005（平成17）年8月に2050年、2100年までの“超長期エネルギー計画”の策定が進められています。新エネルギー法は、新エネルギー利用等の促進を加速化させるため1997（平成9）年4月に制定され、同年6月から施行されました。

この法律では、国・地方公共団体、事業者、国民等の各主体の役割を明確化する基本方針（閣議決定）の策定、新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置等を規定しています。また、この法律に基づき、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」及び「エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針（経済産業省告示）」が定められています。



(1. 新エネルギーを取り巻く環境)

2001（平成13）年になり、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において、今後の新エネルギー政策や2010（平成22）年度目標の見直しに関する議論が行われましたが、5月の報告書の中では、2000（平成12）年以降設置が急増した風力発電の目標値を30万kWから、300万kWに上方修正すること、バイオマスエネルギー、雪氷冷熱エネルギーの2種類のエネルギーを新エネルギーとして取り扱うこと、さらに水力や地熱を再生可能エネルギーとして整理し、必要に応じて検討対象とすることなどが提言されました。

これを受けて、2002（平成14）年1月に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」の改正が行われ、バイオマスエネルギーと雪氷冷熱エネルギーが同措置法の中で、新エネルギーとして正式に位置づけられました。

また、新エネルギー部会の下部に“電力系統影響評価検討小委員会”も設けられ、自然エネルギーを利用する電源が大量に系統に連系される場合の技術的課題や、課題の解決に向けた取り組みの方向性を検討するための審議が行われました。



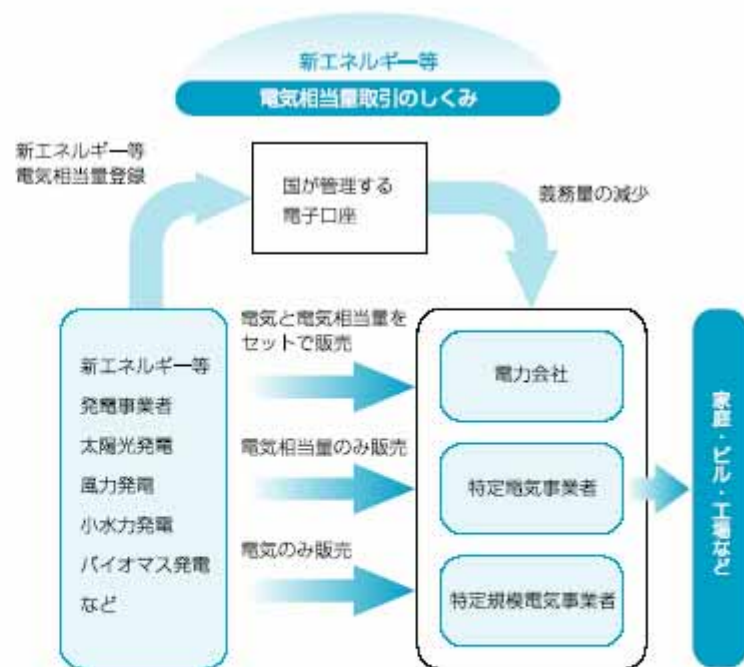
日本大学生物環境科学研究センター 見学会

(1. 新エネルギーを取り巻く環境)

先の新エネルギー導入目標の見直しにおいては、一次エネルギー総供給量の約3%を新エネルギー由来にしていくことが掲げられています。そのために国が新エネルギー導入促進策の強化を図るとともに、地方自治体や民間企業等による取り組みが進められ、新エネルギー導入に一定の成果をあげてきましたが、経済面や技術面での制約によって、この目標を達成していくためには、導入促進策の強化が必要です。

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の報告書を受け、2003（平成15）年4月より、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）が施行されました。

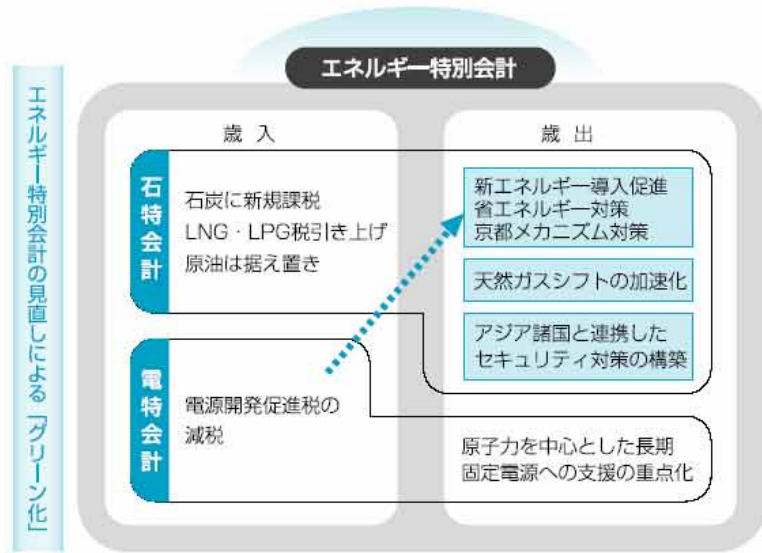
この法律は電気事業者が太陽光・風力・中小水力（1000kW以下）・地熱・バイオマス発電からの電力を一定割合利用することを義務づけるもので、電気事業者は①自ら発電する、②他から新エネルギー等電気を購入する、③他から新エネルギー等電気相当量を購入することによって、義務量以上の新エネルギー等電気を利用する必要があります。



(4) エネルギー特別会計の見直し

2002(平成14)年11月、「石油及びエネルギー需給行動特別会計」(石特会計)および「電源開発促進対策特別会計」(電特会計)という二つのエネルギー特別会計の見直しが行われ、その内容について経済産業省・環境省間で合意が成立しました。この見直しでは従来輸入量に応じて課税されていた石油、液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG)のうち、LNGとLPGの税率を引き上げるのに加え、CO2排出量の多い石炭にも新たに課税(700円/トン、ただし発電用のみ)するとともに、電特会計の財源である電源開発促進税の税率を下げ、歳出においては電特会計にあった新エネルギー関係施策を石特会計に一本化し、エネルギー使用に伴うCO2排出抑制施策を環境省も参加した上で展開するとしました。この合意に基づき関連法が一部改正されました。

税率の改定は2003(平成15)年10月から段階的に実施し、2007(平成19)年度から完全実施。この新たな増収分は経済産業省と環境省で折半し、経済産業省は新エネルギーの導入促進や原子力を中心とした長期固定電源の支援、天然ガス導入促進、セキュリティ対策を、環境省は主に民生部門(業務・家庭)における二酸化炭素排出抑制対策と京都メカニズム対策を担当することとなっています。



(5) 電力・ガスの自由化などの動向

これまで10電力事業者の地域独占を保証してきた電気事業法が1995(平成7)年、1999(平成11)年、2003(平成15)年の3度にわたり改正され、発電・卸・小売りの各部門における自由化が進められることになりました。2000(平成12)年3月からは大規模な工場やビルに相当する契約電力2000kW以上が、2004(平成16)年4月からは中規模の工場・ビルに相当する500kW以上の需要家への小売りが自由化され、2005(平成17)年には50kW以上にまで範囲が拡大されます。さらに2007(平成19)年には全面自由化に向けた検討が開始されることになっています。

ガス事業に関しても同様に1994(平成6)年、1999(平成11)年、2003(平成15)年にガス事業法の改正が行われ、小売りの自由化範囲が2004(平成16)年に50万m³以上の、2007(平成19)年に10万m³以上の需要家まで拡大されることになりました。

